

# 青森県報

第四百一十一号

令和二年  
四月六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 略痰吸引等業務の登録..... (高齢福祉 保険課) ...
- 特定行為業務の登録..... (同) ...
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定..... (障害福祉課) ...
- 特定計量器の定期検査の実施..... (商工政策課) ...
- 県営土地改良事業計画の決定..... (農村整備課) ...

## 告 示

### 青森県告示第三百八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
------	-----	--------	----	------	-----	---------	----

〇三五〇 三三二	令和 二・三・二九	八戸医療 生活協同 組合	八戸市南 一七の二	生協看護 小規模多 機能ホー ム虹の家	八戸市南 一三の目	令和 二・三・二九	看護小規 模多機能 型居宅介 護
-------------	--------------	--------------------	--------------	------------------------------	--------------	--------------	---------------------------

### 青森県告示第三百七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九	〇二〇〇 二七九
二・三・二八	〃	二・三・二四	令和 二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九
社会福祉 法人虹	社会福祉 法人弘前 豊徳会	社会福祉 法人弘前 豊徳会	八戸医療 生活協同 組合	八戸市南 一七の二	生協看護 小規模多 機能ホー ム虹の家	八戸市南 一三の目	看護小規 模多機能 型居宅介 護
青森市問 屋町一五 〇一	弘前市大 字大川一 〇一	弘前市大 字大川一 〇一	八戸市南 一七の二	八戸市南 一七の二	八戸市南 一七の二	八戸市南 一三の目	八戸市南 一三の目
ヘルパー シヨンは るかぜ	短期介護 生活介護 センター 弘前	介護老人 保健施設 ウサンタ 弘前	八戸市南 一七の二	八戸市南 一七の二	八戸市南 一七の二	八戸市南 一三の目	八戸市南 一三の目
二・四・一	〃	二・三・二四	令和 二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九	二・三・二九
訪問介護	短期介護 生活介護	介護老人 保健施設	看護小規 模多機能 型居宅介 護	看護小規 模多機能 型居宅介 護	看護小規 模多機能 型居宅介 護	看護小規 模多機能 型居宅介 護	看護小規 模多機能 型居宅介 護

### 青森県告示第三百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
医療法人芙蓉会メンタルクリニック ラ・ポム	青森市緑三丁目九の二	令和二年四月二日
マエダ調剤薬局富野町店	弘前市大字富野町二の一	〃
共創未来五所川原薬局	五所川原市字一ツ谷五一六の一三	〃

青森県告示第三百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

令和二年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 検査対象特定計量器

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり

二 実施期日、実施場所及び検査対象区域

実 施 期 日	実 施 場 所	検 査 対 象 区 域
令和二年五月十一日 午後二時から午後二時三十分まで	脇野沢消防団第四分団屯所 (寄浪地区)	むつ市
令和二年五月十一日 午後三時から午後三時三十分まで	脇野沢消防団第五分団屯所 (蛸田地区)	

令和二年五月十一日 午後四時から午後四時三十分まで	脇野沢消防団第五分団第二班屯所(九艘泊地区)	東通村
令和二年五月十二日 午前九時三十分から正午まで	脇野沢地域交流センター	
令和二年五月十三日 午前九時三十分から午前十時まで	宿野部地区公民館	
令和二年五月十三日 午後二時から午後二時三十分まで	巽川地区公民館	
令和二年五月十三日 午後三時から午後三時三十分まで	戸沢地区公民館	
令和二年五月十四日 午前九時三十分から正午まで	川内庁舎前	
令和二年五月十八日 午後一時三十分から午後二時まで	正津川地区公民館	
令和二年五月十八日 午後二時三十分から午後三時まで	木野部地区公民館	
令和二年五月十九日 午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時まで	大畑体育館	
令和二年五月二十日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	
令和二年五月二十日 午後一時から午後一時三十分まで	目名地区布名見の里	
令和二年五月二十日 午後二時から午後二時三十分まで	石持地区活力倍增センター	
令和二年五月二十一日 午前十一時から午前十一時三十分まで	尻労漁村センター	
令和二年五月二十一日 午後一時から午後一時三十分まで	岩屋漁業協同組合	
令和二年五月二十一日 午後二時から午後三時まで	尻屋漁業協同組合	
令和二年五月二十二日 午前九時三十分から午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	

令和二年五月二十二日 午前十時三十分から午前十一時まで	白糠漁業協同組合老部支所	
令和二年五月二十二日 午前十一時三十分から正午まで	白糠漁業協同組合	
令和二年五月二十五日 午後一時から午後二時まで	佐井村漁業協同組合牛滝支所	佐井村
令和二年五月二十五日 午後二時三十分から午後三時三十分まで	所々 福浦支	
令和二年五月二十六日 午前十一時三十分から正午まで及び 午後一時から午後二時三十分まで	津軽海峡文化館	
令和二年五月二十七日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	奥戸漁業協同組合水産物保管庫(浜町)	大間町
令和二年五月二十七日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	大間町立公民館	
令和二年五月二十八日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	蛇浦漁業協同組合倉庫	風間浦村
令和二年五月二十八日 午前十一時から正午まで	易国間漁業協同組合倉庫	
令和二年六月一日 午前十一時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合大深内支店	十和田市
令和二年六月二日 午前九時三十分から正午まで	切田経済センター	
令和二年六月二日 午後一時三十分から午後三時まで	〃 四和経済センター二十九号倉庫	
令和二年六月三日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃 藤坂支店	
令和二年六月四日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	〃 深持経済センター	

令和二年六月五日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	沢田悠学館	
令和二年六月五日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合十和田湖支店	
令和二年六月八日 午前十一時から正午まで及び午後一時から午後二時まで	〃 三本木事業所四号倉庫	
令和二年六月九日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	〃	
令和二年六月十日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	〃	
令和二年六月十一日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	〃	
令和二年六月十五日 午後一時から午後二時まで	毘沙門・長富コミュニティセンター	五所川原市
令和二年六月十六日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	コミュニティセンター三好	
令和二年六月十七日 午前十時三十分から正午まで	コミュニティセンター中川	
令和二年六月十八日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	コミュニティセンター長橋	
令和二年六月十八日 午後一時から午後二時まで	コミュニティセンター七和	
令和二年六月二十二日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	旧五所川原市建設機械格納庫	
令和二年六月二十三日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	コミュニティセンター松島	



令和二年九月八日 午後一時三十分から午後三時まで	外ヶ浜町役場平館支所車庫	平内町
令和二年九月九日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	大平会館	
令和二年九月九日 午後一時から午後三時まで	塩越会館	平内町
令和二年九月十日 午前十時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時三十分まで	外ヶ浜町役場車庫	
令和二年九月十四日 午後一時から午後二時まで	平内町漁業協同組合清水川支所	平内町
令和二年九月十四日 午後二時三十分から午後三時まで	内童子コミュニティセンター	
令和二年九月十五日 午前十時から午前十一時三十分まで	平内町漁業協同組合本所車庫	平内町
令和二年九月十五日 午前十一時から午前十一時三十分まで	支所荷捌所 東田沢	
令和二年九月十五日 午後一時三十分から午後二時まで	所々 茂浦支	平内町
令和二年九月十六日 午前十時三十分から午前十一時三十分まで	山口コミュニティセンター	
令和二年九月十六日 午後一時から午後三時まで	平内町立体育館	平内町
令和二年十月八日 午後一時から午後二時三十分まで	階上漁業協同組合	
令和二年十月八日 午後三時から午後四時まで	森の交流館	階上町
令和二年十月九日 午前九時三十分から午前十一時まで	ハートフルプラザはしかみ	
令和二年十月十二日 午前十一時から正午まで	五戸町役場浅田支所	五戸町
令和二年十月十二日 午後一時三十分から午後三時まで	倉石コミュニティセンター	

令和二年十月十三日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	五戸町役場川内支所	新郷村
令和二年十月十三日 午後一時から午後三時まで	五戸町立公民館	
令和二年十月十四日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	西越地区公民館	新郷村
令和二年十月十五日 午前九時三十分から午前十時まで	新郷村役場車庫前	
令和二年十月十五日 午前十時三十分から正午まで	南部町立福地公民館車庫	南部町
令和二年十月十九日 午後一時から午後三時まで	南部芸能伝承館脇山車小屋	
令和二年十月二十日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	南部町役場南部分庁舎車庫	三戸町
令和二年十月二十一日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	所々 猿辺支所	
令和二年十月二十二日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	三戸町役場斗川支所	三戸町
令和二年十月二十三日 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	三戸町中央公民館	
令和二年十月二十七日 午前九時三十分から午前十一時まで	石亀地区研修センター	田子町
令和二年十月二十八日 午後一時から午後二時まで		

<p>令和二年十月二十九日 午後一時から午後二時三十分まで 令和二年十月三十日 午前九時三十分から午前十一時まで</p>	<p>中央公民館車庫</p>	
<p>令和二年五月十一日から同年十二月二十八日まで</p>	<p>計量法第二十一条第三項に規定する届出をした場合にあっては、特定計量器検査規程(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に該当する場合にあっては、検査対象特定計量器の所在の場所</p>	<p>五所川原市 十和田市 むつ市 平川市 平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町 藤ヶ崎町 大鰐町 大間村 大間町 東通村 風間村 佐井村 三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村</p>

三 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人青森県計量協会

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、三本木・滝沢地区の県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 土地改良事業計画書の写し
  - 三 縦覧の期間
- 令和二年四月七日から同年五月八日まで
- 縦覧の場所  
青森市役所

(発行者・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円